測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十二年十月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　公共測量（宮内庁陵墓地内の測量調査に伴う基準点測量ほか）

二　測量の地域　北葛城郡広陵町

三　測量の期間　平成二十二年十月十五日から平成二十三年三月三十一日まで